

八戸国道出張所だより Vol.128

特殊車両の取り締まりを実施しました

10月7日(火)、八戸JCT駐車帯において、特殊車両の取り締まりを実施しました。

皆さんがいつも使用している道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られており、それを超過する大型車両が走行する場合は、道路法による「特種車両通行許可」が必要です。違法に重量オーバーした大型車両は、道路を傷める大きな原因となり、補修工事を増やしたり、渋滞や事故の原因になるため、定期的に取り締りを行っております。

計測の様子

車幅の測定



車両長の測定



車両高の測定



重量の測定



◎今回取締した結果、法令に違反している車両はありませんでした。

以下の規定を超えた場合は許可申請が必要です

長さ	走行(連結・積載)状態で12m
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m(一部道路では4.1m)
総重量 (車両+乗員+荷物)	積載状態で20t(一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t

ONLINE SYSTEM

特車通行確認・特車通行許可
特殊車両通行申請手続き 国土交通省

↓↓↓ お手続きはこちらから

<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

特殊車両を通行させる場合は特殊車両通行許可証を携帯し、
法令を順守して安全に走行しましょう！！

